

携帯電話に関する届出書

立山町立雄山中学校

○ 基本方針とルール

1 基本方針

- (1) 携帯電話は原則として持ち込まないこととする。
- (2) 通学に電車やバスを利用するなどの遠距離通学者や、緊急時の連絡手段として携帯させたい場合等は、持参してもよい。その場合には、別紙「携帯電話に関する届出書」を提出する。
- (3) 生活のきまりと心得について考える「生徒による特別委員会」を設置し、雄山中SNSルール等、安全で便利な携帯電話やSNSの利用についてのルールを作成する。

2 持込みの際のルール

*届出の上、持込む際には以下のルールを守ること

- (1) 携帯電話は朝学活で学級担任に預け、終学活で受け取る。
(休日の部活動の際には、活動開始時に顧問に預け、終了時に受け取る。)
- (2) 携帯電話の使用は、生徒玄関のみとする。
- (3) (2) 以外にも、教員の許可を得た場合はその教員が立ち合いのもと、他の場所での使用も認める。
- (4) 位置情報・位置検索の設定等、各自で紛失に備えた対策をとる。
- (5) SNSの利用等で考えられるトラブルを踏まえ、適切な利用について保護者とよく相談する。

1 届け出の理由

- ア 遠距離通学、バス、電車通学のため
- イ 緊急時の連絡手段として携帯させたいため
- ウ それ以外（下記に具体的に記入してください）

2 申請期間

- ア 通年
- イ 特定の曜日 _____ 曜日
- ウ 特定の日時 令和____年____月____日 ~ 令和____年____月____日

(宛先) 立山町立雄山中学校長

上記の基本方針とルールを理解し、携帯電話の持参・使用について届け出いたします。

令和____年____月____日

____年____組____番 生徒氏名_____ 保護者氏名_____

令和3年1月15日（金）を目安にご提出ください。